

学校感染症による療養報告書の提出について

学校安全法施行規則により、学校において予防すべき感染症（別紙参照）に罹患した場合には、基準に定められた期間は登校することができません。これらの感染症と診断を受けた場合には、医師に「発症日」と「登校再開可能な日」を確認するとともに、医師の指示のもと、十分療養し、回復してから登校してください。また、お子さまが回復し登校する際には、保護者の方が以下の「療養報告書」を記入し、学校に提出してください。

柏市立 柏小 学校長 様

記入例

療養報告書

1 年 1 組 1 番氏名 柏 太郎

9月 5日（発症日）より療養中のところ、症状が軽快し、下記経過のとおり回復したことを報告します。よって、9月 11日より登校します。

記

| 該当疾患 に✓ | 疾患名 | 登校再開のめやす | |
|------------|---|----------|--|
| ✓ | インフルエンザ（ A B 他） ↑ いずれかに○ めやすの2つに✓があるか確認→ | ✓ | 発症日の翌日から数えて5日を経過している |
| | | ✓ | 解熱した日の翌日から数えて2日を経過している |
| | 新型コロナウイルス感染症 めやすの2つに✓があるか確認→ | | 発症日（無症状の場合は検体を採取した日）の翌日から数えて5日を経過している |
| | | | 症状が軽快*した日の翌日から数えて1日を経過している *解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること |
| | 百日咳 | | 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了している |
| | 麻疹（はしか） | | 解熱した日の翌日から数えて3日を経過している |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した日の翌日から数えて5日を経過し、かつ、全身状態が良好になっている |
| | 風しん | | 発疹が消失している |
| | 水痘（水ぼうそう） | | すべての発疹が痂皮（かさぶた）化している |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | | 発熱、充血などの主な症状が消退した日の翌日から数えて2日を経過している |
| | 結核 | | 異なった日の喀痰検査の結果が連続して3回陰性となる、医師により感染のおそれがないと認められている |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | | 医師により感染のおそれがないと認められている |
| | 腸管出血性大腸菌感染症 （O157・O26・O111等） | | 医師により感染のおそれがないと認められている |
| | 流行性角結膜炎 | | 医師により感染のおそれがないと認められている |
| | 急性出血性結膜炎 | | 医師により感染のおそれがないと認められている |
| | 溶連菌感染症 | | 抗生薬内服後24時間が経過し、全身状態が良い |
| | ウイルス性肝炎 | | A型・E型：肝機能が正常になっている B型・C型：出席停止不要 |
| | 感染性胃腸炎（ウイルス性胃腸炎 ノロ・ロタ・アデノ等） | | 嘔吐・下痢等の症状が治まり、全身状態が良い |
| | マイコプラズマ感染症 | | 発熱や咳などの症状が改善し、全身状態が良い |
| | RSウイルス感染症 | | 発熱や咳などの症状が改善し、全身状態が良い |
| | 伝染性紅斑（りんご病） | | 発疹（りんご病）のみで全身状態が良ければ登校可能 |
| | ヘルパンギーナ | | 発熱や口・のどの水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態が改善すれば登校可能 |
| | 手足口病 | | 発熱や口・のどの水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、全身状態が改善すれば登校可能 |
| | 帯状疱疹 | | すべての発疹が痂皮（かさぶた）化している、適切に覆っていれば登校可能 |
| | その他の感染症（ ） | | 医師により感染のおそれがないと認められている |

受診した医療機関名（ **かしわシティクリニック** ）

上記のとおり、相違ありません。

令和5年 9月 11日

保護者氏名 **柏 市郎**